

# 救急外来ご受診の患者様へ 『時間外選定療養費』の徴収について

当院は大田区南部における二次救急医療機関として、入院を必要とするような緊急性の高い患者様を対象に24時間体制で緊急診療を行っています。しかしながら昨今、夜間・休日・時間外の時間帯において緊急性が高くない患者様の受診が多いことで、本来受診を必要としている重症患者様の受け入れに支障を来す事態が生じております。

この状況を鑑み、当院では令和5年11月1日より時間外の直接来院患者様を対象として『時間外選定療養費』を設定させて頂くこととなりました。

下記に該当する徴収対象外患者様を除き、通常の医療費とは別に自費5,500円(税込)を徴収させて頂きます。救急医療を必要とする患者様に対し、より円滑で質の高い医療を提供する為、何とぞご理解の程宜しくお願い致します。

## 【徴収の対象外となる場合】

- 救急車で搬送された場合
- 診察の結果、入院または転院が必要となった場合
- 当院医師より救急外来での点滴・注射・処置(包交)を指示されている場合
- 生活保護法による医療扶助の対象である場合
- 特定疾患または障害などの公費負担制度受給対象である場合  
※子ども医療費助成、高校生等医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の方は徴収対象となります。
- 労働災害・公務労災の場合
- 他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合
- 当院で診療継続中の疾患が増悪した場合で医師が緊急性があると判断した場合